

電気料金メニュー定義書

【お店パワープラン】

大多喜ガス株式会社

2023年11月1日実施

目次

1 実施期日	1
2 定義	1
3 単位および端数処理	1
4 適用条件	1
5 供給電気方式、供給電圧および周波数	2
6 契約電力	2
7 電気料金	2
8 適用開始日	3
9 契約電力または電気料金メニューの変更	3
10 お店パワープランの定義書の変更および廃止	4
付則	4
1 お家パワープランの定義書の変更に伴う切り替え措置	4
別表	5
1 燃料費調整	5
2 契約容量および契約電力の計算方法	7

電気料金メニュー定義書【お店パワープラン】（以下「お店パワープランの定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款〔低圧〕（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、動力をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、お店パワープランの定義書に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

お店パワープランの定義書は、2023 年 11 月 1 日より実施します。

2 定義

次の言葉は、お店パワープランの定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、お店パワープランの定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

3 単位および端数処理

お店パワープランの定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし、6（契約電力）にて申し出た値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。

4 適用条件

お店パワープランの定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「お店パワープラン」といいます。）は動力をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けメニューとあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において当社の電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①

に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ③ 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、電灯または小型機器を使用しないこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

6 契約電力

- (1) 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。
- (2) 当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7 電気料金

(1) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,081.54 円
-----------------	------------

(2) 電力量料金 および日割計算における料金適用上の電力量区分

① 電力量料金

1 か月の電力量料金は、当月の計量日（電気需給契約を解約した場合にはその解約日）が夏季に属する場合には夏季料金、それ以外はその他季料金を用い、電気需給約款 14（電気の使用期間）に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)① によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を上

回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

		夏季料金	その他季料金
第 1 段階	第 1 段階使用量までの 1 キロワット時につき	27.34 円	25.77 円
第 2 段階	第 1 段階使用量をこえる 1 キロワット時につき	34.46 円	32.53 円

第 1 段階使用量とは、契約電力に 110 時間に乗じた電力量とします。

② 日割計算における料金適用上の電力量区分

当社は、電気需給約款 14（電気の使用期間）の場合で使用期間の日数とその料金算定期間の始期の属する月の暦日数に対し、5 日を上回り、または 5 日を下回る場合の電力量区分は、料金適用上の電力量区分を次のとおり日割します。

イ 第 1 段階料金適用電力量

第 1 段階料金適用電力量＝契約電力に 110 時間に乗じた電力量×日割計算対象日数÷料金算定期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初から契約電力に 110 時間に乗じた電力量までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ イによって算定された第 1 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

8 適用開始日

- (1) お店パワープランの適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。
- (2) 電気需給約款 28（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

9 契約電力または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の

書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 お店パワープランの定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、お店パワープランの定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、お店パワープランの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) お店パワープランの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

付則

1 お家パワープランの定義書の変更に伴う切り替え措置

当社は、原則として、電気需給約款 14（電気の使用期間）に定める電気の使用期間の初日が 2023 年 11 月 1 日以降であり、かつ 2023 年 12 月 1 日以降に発生する料金に、この定義書を適用します。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格})$$

$$\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円})$$

$$\times ((2) \text{の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円
-------------	---------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

× 電圧(ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)

× 電圧(ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)